

前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ

審査委員会設置運営要領

（目的）

第1条 この要領は、「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ 実施要綱」における「審査委員会」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものである。

（設置）

第2条 前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ（以下「コンペ」という。）における提案書の審査及び最優秀作品の選定等に関する審査を行うため、審査委員会を設置する。

（所掌事務）

第3条 審査委員会の委員は、次の事項について実施するものとする。

- （1） 審査基準及び作品選定に必要な事項を記載した募集要項を策定すること
- （2） 審査基準に基づき、審査・評価し、最優秀作品・次点・入選を選ぶこと
- （3） その他特に必要と認めること

（委員）

第4条 審査委員会の委員は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 審査委員会には委員長及び副委員長1名を置き、委員長は互選により選任された委員とし、副委員長は委員長が指名した委員とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、公平かつ公正に審査、選定を行わなければならない。
- 6 委員は、直接又は間接を問わず、応募者として参加してはならない。
- 7 委員は、個人の好みで評価するのではなく、常に公益性の観点から評価すること。

（任期）

第5条 委員の任期は、就任承諾日からコンペ完了日までとする。

- 2 委員の辞職等により審査委員会の運営に支障が生じたときは、補欠の委員を選任できるものとし、補欠の委員の任期は前任者または他の在任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審査委員会は、「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ実施要綱」第2条の事務局（以下「事務局」という。）が招集する。事務局は必要に応じて個別に意見を聞くことができる。

- 2 委員長は、会議を進行する。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員は、リモートによる出席も可能とする。

(審査)

第7条 審査は、別途定める「前橋クリエイティブシティ 県庁～前橋駅都市空間デザイン 国際コンペ審査要領」に基づき、審査を行う。

2 審査委員には、自らが行った評価についての説明責任があることに留意し、曖昧で感覚的なコメントに終始せず、理解しやすい言葉で可能な限り論理的に説明するように努めること。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期終了後においても同様とする。

2 委員は、提案団体及び提案会社の関係者と本コンペに関して一切接触してはならない。

(会議の公開)

第9条 審査委員会の会議は、原則公開とする。ただし、審査の具体的内容に関わる部分等については、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、事務局が行う。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和6年3月22日から施行し、コンペ完了日をもって、その効力を失う。

附 則

この要領は、令和6年10月4日から施行し、コンペ完了日をもって、その効力を失う。

(競技名称の改正、第4条第1項改正、第6条第5項削除)

別表

県庁～前橋駅クリエイティブシティ構想 国際デザインコンペ 審査委員

委員名	役職	分野
いしだ はるお 石田 東生	筑波大学 名誉教授	前橋市まちづくり、交通計画
いとう かおり 伊藤 香織	東京理科大学創域理工学部建築学科 教授	都市デザイン、都市計画
ささき よう 佐々木 葉	早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授	土木・景観デザイン
たにがわ じゅんじ 谷川 じゅんじ	ジェイ・ティー・キュー株式会社 代表取締役	前橋市まちづくり
にしむら あきひこ 西村 亮彦	国土舘大学理工学部 准教授	まちづくり、ウォークブル
はしもと かおる 橋本 薫	株式会社まちの開発舎 代表取締役	前橋市まちづくり
すぎさき みつひろ 杉崎 光広	国土交通省高崎河川国道事務所長	道路管理者
みやまえ かつみ 宮前 勝美	群馬県県土整備部長	道路管理者
ほそや せいいち 細谷 精一	前橋市副市長	道路管理者